

京都市人事委員会告示第2号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

平成23年3月18日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

第1中(15)を削り、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)中「及び京都市京北農業委員会規則」を削り、(11)を(12)とし、(10)と(11)とし、(9)中「京都市社会教育総合センターの組織及び運営に関する規則」を「京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則」に改め、(9)を(10)とし、(4)から(8)までを1ずつ繰り下げ、(3)の次に次のように加える。

(4) 京都市会計管理者の補助組織に関する規則

第1中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(17)の前に次のように加える。

(16) 京都市交通局職員の職及び職種に関する規程

第2中 2を削り、1中「一般技術職」を「規則第3条第2項に規定する一般技術職」に改め、1を2とし、1として次のように加える。

(一般事務職に係る試験)

- 1 規則第3条第2項に規定する一般事務職に係る試験は、行政及び福祉の職ごとに行う。福祉の職に係る試験は、社会福祉主事の任用資格取得者及び資格取得見込者を対象として行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に行われた競争試験又は転任試験により京都市職員任用規則第3条第2項に規定する一般事務職に採用され、又は転任した者については、この告示による改正後の京都市職員任用規則の適用方針第2 1に規定する行政の職に採用され、又は転任したものとみなす。

(人事委員会事務局任用課)